

国有林野の貸付等に関する対象者の拡大

(平成27年2月27日付け26林国業第105号林野庁長官通知発出)

特例措置前

○国有林野を林業用に使う目的での貸付・使用対象は、所在する地域の住民や住民が組織する団体がに限定されている。

(規制の根拠)

「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)

ニーズ

○国有林野の貸付・使用に関する対象者が限定されていることにより、民有林と一体的に活用して経営規模を拡大することができない。

特例措置

○国家戦略特区においては、貸付・使用対象として、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。

具体的には、次の要件を満たす者を追加。

- ①既に民有林を所有、借受等をして林業経営を行っている者
- ②民有林と国有林とを合わせて施業することにより、経営を効率化する事業計画を有している者

効果

○民有林の経営規模の拡大により地域の産業振興を後押しできる。